

7月から役場敷地内は原則禁煙になります

問 保健福祉課 健康増進係  
☎099-476-1111 (131・132)

2019年7月1日より

## 役場敷地内が**原則禁煙**となります！！

受動喫煙ゼロの社会に向けて、健康増進法が昨年の夏に改正されました。2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックを契機として、国民のいっそうの健康増進をめざすもので、2020年4月までに3回に分けて段階的に施行されます。

改正のポイントと受動喫煙の健康への影響をまとめてみました。

### 【改正健康増進法の体系】

※改正法の詳細は厚生労働省ホームページもご参照ください

施行日	場所	範囲	補足説明
2019年 1月24日～	屋外家庭等	喫煙を行う場合は 周囲の状況に配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙するよう配慮</li> <li>子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮</li> </ul>
2019年 7月1日～	第一種施設 ・学校 ・児童福祉施設 ・病院・診療所 ・行政機関の庁舎等	敷地内原則禁煙	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる</li> </ul>
2020年 4月1日～	第二種施設 ・事務所 ・工場 ・ホテル、旅館 ・飲食店 ・旅客運送用事業船舶 ・鉄道	原則屋内禁煙	<ul style="list-style-type: none"> <li>喫煙を認める場合は、喫煙専用室などの設置が必要もしくは</li> <li>喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能（客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない）</li> </ul>

### 【年間1万5千人死亡 胎児・小児にも悪影響】

受動喫煙で亡くなっている人数（推計）	年間1万5千人	
健康への悪影響	成人の脳卒中、肺がん、虚血性心疾患の他 臭気・鼻への刺激感のリスクを高める因果関係	科学的に根拠十分
母子・小児への影響	小児喘息の既往、乳幼児突然死症候群（SIDS） との因果関係	科学的に根拠十分

「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」（厚労省、16年）より

### 【医療経済にも大きな損失】

喫煙による超過医療費  
合計1兆5389億円

能動喫煙による超過医療費  
1兆2094億円

受動喫煙による  
超過医療費3295億円

厚労省研究班による喫煙にかかる医療費等の超過コスト算出（15年）より